

ほけんだより 12月 感染症特集

平成30年12月

徳島県立鳴門高等学校

保健厚生課

～インフルエンザ＆ノロウイルス感染症対策～

今年も残り少なくなりました。気温もぐっと下がり、乾燥が気になる時季になりました。毎年、この時季は様々な感染症が流行しますが、中でもインフルエンザとノロウイルス感染症には注意が必要です。

【インフルエンザによる出席停止について】

インフルエンザでの欠席は、学校保健安全法第19条により、出席停止となります。十分な治療と休養をとり、医師の指示に従い登校を再開してください。

■登校再開の時必要なもの *①と②をあわせて担任まで提出してください。

①「インフルエンザによる出席停止届（※1）」保護者の方が記入。

②インフルエンザに罹患した、または治療が行われたことが証明できるものの原本かコピーを添付する。

〈例〉処方された薬の説明書、医療費明細書など（本人の氏名と日付が記載されているもの）

* 医療機関での証明書の取得は必要ありませんが、上記の②がない場合は、別様式「登校許可証」を医療機関で記入してもらい提出してください。
(医療機関により、必ずしも無料で記入してもらえるとは限りません)

* 様式は学校ホームページからもダウンロード可能です

保護者様へ 徳島県立鳴門高等学校より インフルエンザによる出席停止について お子様がインフルエンザにかかるなどの連絡をいただきました。インフルエンザに罹患した場合は、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止となります。十分な治療と休養をとり、主治医の指示に従って登校をお断りしますようお願いいたします。 登校再開されましたら、下記の「インフルエンザによる出席停止届」に記入していただき、インフルエンザに罹患した、またはインフルエンザの治療が行われたことが証明できるものの（医療機関での診察票・処方箋・医療費明細書など）の原本またはコピーを添付して、担任まで提出してください。 診察票は、絶対の先生と自分の診断されていてもそれを証明します。医療機関での證明書の発行は必要ありません。 なお、添付書類がない場合は、封手数で4枚刷式の「登校許可証」を提出してください。
インフルエンザによる出席停止届 徳島県立鳴門高等学校様 H.R. 生徒名 1 診断を受けた日 平成 年 月 日 2 欠席した期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 上記の期間、インフルエンザにより欠席しました。 平成 年 月 日 保護者氏名 _____

インフルエンザによる出席停止届（※1）

■出席停止期間の算定の考え方



発症日を0日として計算してください。

「〇〇した後△日を経過するまで」とした場合は「〇〇」という現象が見られた日の翌日を第1日目として算定します。

〈例〉「解熱した後2日を経過するまで」の場合は以下のとおり。

月曜日に解熱 → 火曜日（解熱後1日目） → 水曜日（解熱後2日目）
→ (この間発熱がなければ) → 木曜日から出席可能

【ノロウイルス感染症対策について】

ノロウイルスを含め、感染性胃腸炎に関して、学校保健安全法施行規則では、インフルエンザのように出席停止に関する明確な取り決めがありません。学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り緊急的に措置をとることがであります。ノロウイルスは感染力が極めて強く、少量（10～100個）のウイルスで感染が成立します。アルコール消毒はあまり効果が無いと言われており、流水と石けんによる手洗いの励行、嘔吐物や下痢便の適切な処置が極めて重要です。



*手洗いは様々な感染症予防に有効な方法です。

